

◎新潟県告示第117号

政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年2月4日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
10 適用 (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（ <u>平成26年1月24日総務省告示第11号</u> ）によるものとする。 (2) (略)	10 適用 (1) 協定に定める適用基準額の邦貨換算額については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する総務大臣の定める区分及び総務大臣の定める額を定める件（ <u>平成24年1月23日総務省告示第14号</u> ）によるものとする。 (2) (略)